

65歳以上の高齢者の皆様へ

住宅改修費を助成します



郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

高齢者の皆様が、自宅で転倒等により要介護・要支援状態にならないようにするための軽易な住宅改修費の一部を助成します。

(※予算の範囲内において助成します。)

対象となる方

- ①市内在住の65歳以上で市民税非課税、又は市民税が均等割のみ課税の方
- ②要支援・要介護認定を受けていない
- ③現に居住する住宅が過去に住宅改修の助成制度を利用したことがない
(本助成事業及び介護保険制度の住宅改修の助成事業の利用がないこと)
- ④現に居住する住宅が賃借関係にある住宅ではない
- ⑤本人及び生計中心者が市税等を完納している

助成対象の工事内容

- ①手すり取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の変更
- ⑤和式便器から洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤に付帯して必要となる(住宅の改修)工事



助成額 世帯員の市民税課税状況等によって助成額が変わります。

| 世帯員の市民税課税状況 | 助成割合 | 助成限度額 |
|---------------------------|------------------|---------|
| 申請者本人が非課税 世帯員全員が非課税の場合 | 対象経費の 10分の9以内 | 最大 18万円 |
| 申請者本人が非課税 世帯員が課税の場合 | 対象経費の 10分の5以内 | 最大 10万円 |
| 申請者本人が 市民税が均等割のみ課税の場合 | 対象経費の 10分の4以内 | 最大 8万円 |

手続きの流れ

相談

- ・申請前に担当地区の高齢者あんしんセンターにご相談ください。
ご自宅に高齢者あんしんセンターの相談員が訪問し、本人の状況・工事内容の確認を行います。ご希望に応じて申請代行も行います。

申請

- ・下記書類を健康長寿課へご提出ください。
①申請書 ②住宅改修工事平面図 ③住宅改修または購入予定材料の見積書
④住宅改修前の写真 ⑤相談員の意見書

認定

- ・申請書受理後、内容を審査し、健康長寿課から申請者に認定通知を送付します。（認定通知を受けてから3か月以内に工事を完了してください。）

完了届

- ・改修工事完了後、下記書類を健康長寿課へご提出ください。
①完了届 ②支払領収書（原本） ③住宅改修後の写真

検査

- ・完了届受理後、内容審査を行います。
※状況に応じ、現地確認に伺うことがあります。

助成

- ・検査完了後、指定口座に助成額をお支払いします。

詳細はお問合せいただくか、
市ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ

- ・郡山市健康長寿課生きがい支援係
☎024-924-2401

高齢者にやさしい
住まいづくり

検索 🔍



- ・高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

| センター名 | 電話番号 |
|---------|----------|
| ①郡山北部 | 931-3032 |
| ②郡山中央 | 925-5858 |
| ③郡山南部 | 991-5811 |
| ④郡山西部 | 923-6221 |
| ⑤芳賀・小原田 | 941-1121 |
| ⑥富田 | 935-0522 |
| ⑦大槻・逢瀬 | 962-3945 |
| ⑧大成・大槻東 | 962-7013 |
| ⑨安積 | 946-9088 |

| センター名 | 電話番号 |
|----------|----------|
| ⑩三穂田 | 946-1527 |
| ⑪片平・喜久田 | 962-0354 |
| ⑫日和田・西田 | 958-6878 |
| ⑬富久山 | 934-5340 |
| ⑭湖南地区 | 992-0291 |
| ⑮熱海 | 984-6868 |
| ⑯田村 | 955-4013 |
| ⑰郡山東部・中田 | 956-8200 |

※担当地区の高齢者あんしんセンターがわからない場合は、
郡山市健康長寿課までお問い合わせください。